

25 建企第 605 号

平成 26 年 3 月 17 日

(一社) 長崎県建設業協会
(一社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(一社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(一社) 長崎県管工事協会
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(一社) 長崎県建造物解体工業会
長崎県電気工事業工業組合

様

長崎県土木部長



長崎県土木部における「長崎県経済雇用対策」の取り組みと
平成 25 年度補正予算の対応について (通知)

国が平成 25 年 1 月以降、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づくデフレ脱却と経済再生を最優先課題とした経済政策の実施効果により、国内の景気は緩やかに回復しつつあります。

さらに、国の平成 25 年度補正予算と平成 26 年度予算は、好循環実現のための経済対策を踏まえた一体的なものとして編成され、平成 25 年度補正予算に追加事業については、速やかな実行と公共事業の円滑な施工確保を踏まえ、入札手続きの簡素化・発注方法等の工夫などにより早期執行を図ることとされています。

このようなことを踏まえて、県の平成 25 年度補正予算については 3 月 5 日に議決され、平成 26 年度当初予算についても 3 月 28 日の議決に向けて審議が行われているところであります。

また、本県では平成 25 年 4 月に開催された「長崎県経済雇用対策連携会議」において、県民所得向上対策について、建設業以外の①製造業、②農業、③水産業、④観光業等の各分野を対象として取り組むこととされています。

土木部においては、平成 25 年度補正予算による追加事業への対応や県民所得向上対策としての観点から、可能な限り早期に発注するなど速やかな事業執行を図るため、「長崎県緊急経済雇用対策」で実施している下記の取り組みを「長崎県経済雇用対策」として、当分の間、実施していくこととします。

これに伴い、長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策の実施について」

(平成 20 年 12 月 24 付け 20 建企第 625 号) は廃止します。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
2. 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」試行の継続

3. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095-894-3027
- ・FAX番号 : 095-894-3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮について

1. 対象工事

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）第2条第1号に規定する対象金額以上1億円未満の一般競争入札に付する建設工事。

なお、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱（平成15年6月20日付け15監第146号）第2条の規定により実施している一般競争入札も対象とする。

2. 発注方式

通常型指名競争入札又は抽選型指名競争入札

3. 工事費内訳書の提出

工事費内訳書取扱要領（平成20年12月10日付け20建企第587号）の第2の②または③に該当した場合を除き、工事費内訳書の提出は不要とする。

4. 見積期間の設定

見積期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定に基づくが、長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を見積期間に算入する場合がある。ただし、入札執行通知日及び入札執行日は算入しない。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条のただし書きを適用し、見積期間を5日以内に限り短縮する場合がある。

5. 配置予定技術者の事前届出

配置予定技術者の事前届出は不要とする。

6. 指名選定の方法

- ① 指名業者数は、入札参加機会の確保の面から、15者まで拡大する場合がある。また、同順位者が存在する場合は、15者を超えて全数を選定する場合がある。
- ② 同時期に複数の工事を発注する場合は、抽選型指名競争入札を適用する場合がある。ただし、長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行要領（平成14年3月29日付け13監第536号）第13条及び第14条第1項の適用はしないものとする。
- ③ 指名選定の方法については、「指名競争入札における業者の選定方法について」による。

7. その他

分割工事（同一施工箇所を二以上に分割したことにより生じた複数の同種工事をいう。）を発注する場合には、「1の工区の落札者が行った同一事業の他工区の入札は無効とする」旨の条件を付する場合がある。

離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の試行について

地域力保全型指名競争入札の概要

① 対象者

離島地域において、発注機関の管内に主たる営業所があり、かつ、土木一式工事のA等級に格付けされた管内業者。ただし、上五島土木事務所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付けされた管内業者も対象とする。

② 対象工事

離島地域の発注機関が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事で、特殊な技術を必要としない工事。

③ 発注方式

通常型指名競争入札

④ 指名業者数は、原則として5者～10者とする。

⑤ 入札参加条件

- 下請は、管内に主たる営業所を有する建設業者を原則とし、2次下請までとする。
- 工事現場毎に下請負人を指導する責任者を配置すること。（現場代理人との兼任可能）
- 下請金額の合計額が3千万円以下の場合であっても、施工体制台帳の提出等を行うこと。
- 適正な下請契約締結などの法令遵守を徹底すること。

※ 詳細については、別添「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領」を参照すること。